

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額 (20年度)

区 分		起 訴 事 件								有罪に係る人員及び金額			区 分
		前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 権 滅 消 減	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	罰 金			
										人 員	金 額		
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	X	-	申告所得税
		X	X	X	X	-	-	X	X		X	X	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	法人税
		X	X	X	X	-	-	X	X		X	X	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	その他
		-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	5	-	合 計
		7	5	12	9	-	-	3	6		8	150,500	

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(2) 犯則者違反行為別件数 (20年度)

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	-	第 159 条	外	-	ほ脱犯規定	外	-
		X			X			-
第 244 条	外	-	第 164 条	外	X	両罰規定	外	-
		-			-			-
合 計	外	-	合 計	外	X	合 計	外	-
		X			X			-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における事績を示した。

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。

2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほか、両罰規定も適用された件数である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税						揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計		ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 等 酒 類	製 造 者 販 売 業 者														
要件 処 理 数	前年度からの 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越処理未済	要件 処 理 数
	検 挙	外	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏	
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
		外	358	-	-	358	-	358	-	-	-	-	-	-	-	-	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		外	178	-	-	178	-	178	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	
		外	107	-	42	149	-	149	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前年度からの繰越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2	検 挙		
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 2	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 発	収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏		
		そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
件 数	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	件 数	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 公 訴 権 消 滅		
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数		
犯 則 に 係 る 額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 358	犯 則 に 係 る 額		
通 告 処 分 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	178	通 告 処 分 額		
罰 科 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	149	罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計		
	酒類等製造者	酒類販売業者																
要履行件数	前年度からの繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの繰越処理未済
	通告処分	外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分
	計	外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発
	通告後訴訟権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後訴訟権消滅
	通告履行	外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履行
	計	外	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計
本年度未履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未履行未済件数
通告履行罰科金額相	外	千円 178	千円 -	千円 -	千円 178	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 178
	外	107	-	42	149	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	149

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの								
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者			件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額															
件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	360	-	-	1	360	-	-	-	-	-	-
第 55 条	1	3,776	-	358	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3,776	-	358	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	1	3,776	-	358	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	360	-	-	2	4,136	-	358	-	-	-	
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
” 第2号	-								
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
” 第2号	-	第17条第1項	-	” 第2号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-
” 第2号	-			” 第2号	-	” 第3号	-	” 第3号	-
” 第3号	-			” 第3号	-	” 第4号	-	” 第4号	-
” 第4号	-			” 第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	-								

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
” 第2号	-	第15条第1号	-	” 第2号	-	” 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	” 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	” 第2号	-
				第24条	-	” 第2号	-	” 第3号	-
				第25条第1号	-	” 第3号	-		
				” 第2号	-				
				” 第3号	-				
				” 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				” 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成20年4月1日から平成21年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。